

2017.11.01

PL レポート(製品安全) <2017 No.8>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

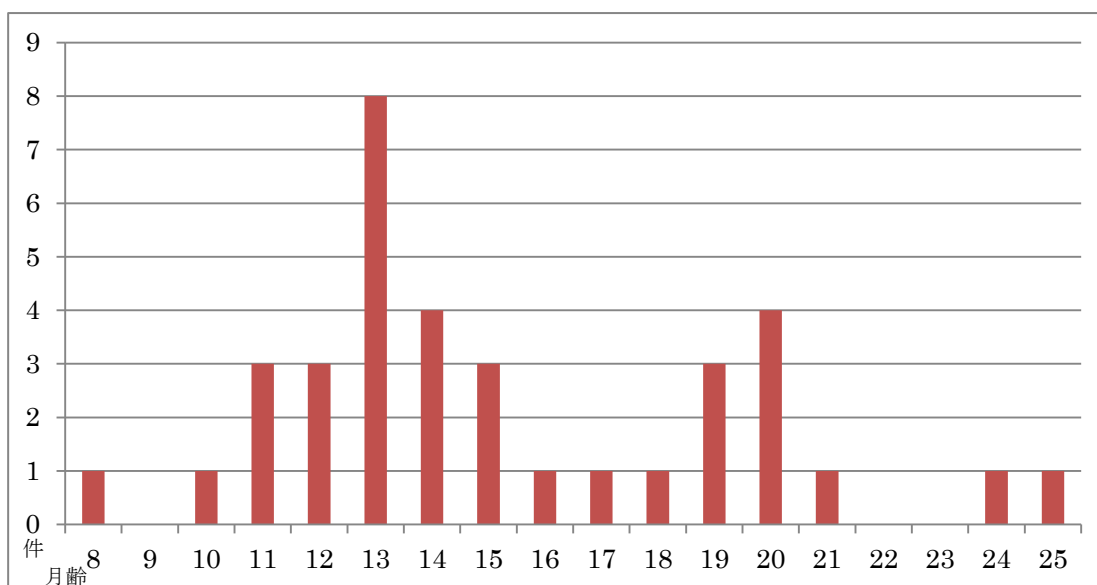
○国民生活センターがこんろのグリルでの子どものやけどに注意喚起

(2017 年 9 月 21 日 国民生活センター)

国民生活センターは 9 月 21 日、こんろのグリル (※1) で子どもがやけどをする事故の未然防止、拡大防止にむけて注意を呼び掛けました。

医療機関ネットワーク (※2) に報告された 2010 年 12 月以降 2017 年 8 月 31 日までの事故情報を国民生活センターが分析したところ、こんろのグリルでやけどを負った事例が 39 件寄せられていました。国民生活センターによると、この 39 件のうち、大人の事例 3 件を除いた 36 件の事故は、調理中や使用後のグリル扉等を触ることによる子どもの事故で、その内訳は、いずれも発達時期である月齢 8 か月から 25 か月の子どもで発生しており、その約 5 分の 1 である 8 件が月齢 13 か月児の事故でした (図 1)。

図 1 医療機関ネットワークに伝送された大人の事例 3 件を除く事故発生件数 (月齢別)



出所：国民生活センター報道発表資料平成 29 年 9 月 21 日「こんろのグリルでの子どものやけどに注意—使用後でもグリル窓は高温です—」をインターリスク総研が修正

国民生活センターによると、グリル付こんろの設置高さは、月齢 8 か月から 25 か月の子どもの身長とほぼ同じ高さとなり、つかまり立ち、伝い歩き、上手に歩行できるようになる発達時期と一致していることを指摘しています。

さらに、こんろの操作部等に興味を持つ時期が月齢 8 か月から 25 か月の子どもであることも事故の要因の一つであると言及されています。

国民生活センターが行った調査では、これらの製品について、使用中・使用後のやけどの危

陰性が製品本体および取扱説明書のいずれにも表示されていましたが、使用時においてグリル扉が高温になることが確認されたことから、事業者に対し、より安全な商品の開発と消費者への一層のリスク情報の提供を要望しています。

事業者は消費者へのリスク情報の提供のあり方について既存の問題点を踏まえたより効果的な手法の検討を行うとともに、子どもの成長に伴う行動特性を把握し、グリル付こんろ操作面であるグリル扉側のある面が高温にならない本質的な安全対策を検討するなど、子どもが触れてもやけどをしない構造を検討することが求められているといえます。

出所：

国民生活センター報道発表資料「こんろのグリルでの子どものやけどに注意―使用後でもグリル窓は高温です―」平成 29 年 9 月 21 日

- ※1 グリル：ガスこんろや IH クッキングヒーターに備え付けられたグリル、グリドル、オープン等
- ※2 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するシステム。

○消費者庁がベッドガードの使用について注意喚起

(2017 年 9 月 22 日 消費者庁)

消費者庁は 9 月 22 日、子どもの事故防止情報を発信するツイッター「子どもを事故から守る！」で、ベッドガードの使用に関して注意喚起を行いました。

これは、今年 8 月と 9 月に発生した乳児がベッドとベッドガードの間に挟まり窒息し、死亡した事故を受けて発信されたもので、「できるだけベビーベッドに寝かせ、ベッドガードの使用は生後 18 ヶ月からに」するよう呼びかけています。同様の事故はこれまでも何度か報告されています。

ベッドガードは、保護者が子どもと添い寝するとき等に、子どもがベッドから転落することを防止するために通常の大人用ベッドに取り付けて使用するものです。製品安全協会より「幼児用ベッドガード認定基準及び基準確認方法」が定められており、「使用年齢範囲は、生後 18 か月から 60 か月までであること、保護者の監督下で必ず使用すること」等が謳われています。同協会においても、9 月 14 日に消費者庁と同様の注意喚起を行っており、消費者に対して、同協会が定めた使用年齢を守って使うよう呼びかけています。

また、これに先立つ今年 5 月には、日本小児科学会が、傷害速報で昨年 9 月に発生した同様の事故（注：子どもに後遺症等は無し）を取り上げ、ベッドガードの危険性等についてコメントを発表しています。その中では、「注意喚起を継続するだけでなく、より効果的な注意喚起法の検討や『乳児に使用できる』と誤解を招くような広告の規制、18 か月未満の子どもの使用も想定した製品の開発などが課題」であると述べています。

ベッドガードは取扱いが簡単なだけに、消費者がその危険性に気づかずに使用してしまうことは十分考えられます。製造業者や輸入業者は、上記のような事故例や危険性を十分認識し、18 か月未満の乳児に少なからず使われているという実態も鑑みて、リスクの高い商品を市場に出さないよう努める必要があります。また、近年は、消費者がベビー用品を通販で購入するケースが増えていることから、輸入業者や通販業者においては、当該商品の安全性に関するしかるべき情報提供が求められているといえます。

出所：

消費者庁の注意喚起

https://twitter.com/caa_kodomo/status/911115683563319297

製品安全協会の注意喚起

<http://www.sg-mark.org/OSIRASE/bedguard170914.pdf>

小児科学会の傷害情報

<https://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/index.php?did=89>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○米国 KID、火災に関連してリコールされた子ども用製品の分析結果を公表

(2017 年 9 月 7 日 米国 KID)

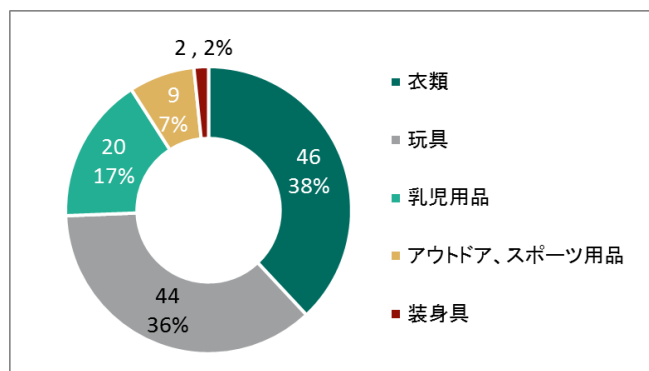
子ども用製品の安全性向上等に取り組んでいる米国の NPO 法人である KID (Kids In Danger) は、2007 年 6 月から 2017 年 7 月の 10 年間に火災や火傷を理由としてリコールされた子ども用製品の分析レポートを公表しました。本レポートは、子ども用製品の火災や火傷のリスクに関して注意喚起を行うことを目的として作成されたものであり、概要は以下のとおりです。

(1) リコール件数と製品種

過去 10 年に 121 点の子ども用製品が火災や火傷を理由としてリコールされ、平均すると年 12.1 件がリコールされている。これに対し 1992 年から 2007 年までの 15 年間の平均リコール件数は年 5.5 件 (計 82 製品) であり、倍増している。

また製品種別では、衣類と玩具がそれぞれ 46 件、44 件発生しており過半数を占める。このうち玩具では、バッテリーの欠陥に起因するものが大半である (図 1 参照)。

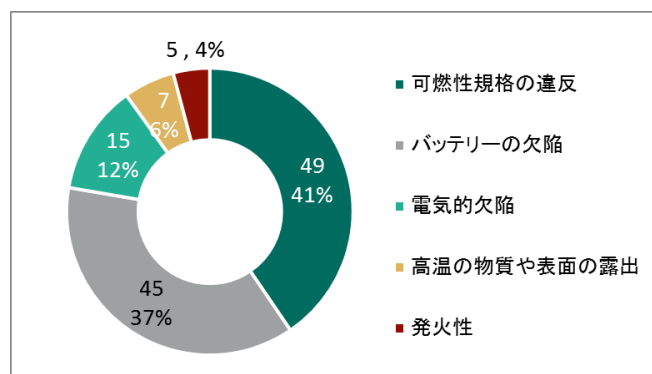
図 1 製品種別の件数



(2) リコール理由

121 件のリコールの内、4 割以上が可燃性規格の違反であり、それに続いて 4 割弱がバッテリーの欠陥であった (図 2 参照)。また、可燃性規格違反の製品については 49 件中 46 件が衣類であり、子ども用のナイトガウンやパジャマ、ローブ、部屋着が大半であった。

図2 リコール理由別件数



(3) リコールの規模と回収率

リコールされた子ども用製品の数、過去10年間で4千万個を超えており、一製品での対象数が、2,900万個、190万個のものもある。いずれも装身具であり、皮膚の炎症や火傷を起こしている（図3参照）。

しかし、2015年の分析結果によれば、実際に回収ないし破棄された製品は10%程度であり、多くの危険な製品が未だ家庭内に残っている。

図3 リコール個数の多い上位5製品

	リコール個数 (千個)	欠陥	報告事例数	
			全体	負傷
製品A（装身具）	29,000	高温の物質や表面の露出	70	7
製品B（装身具）	1,900	高温の物質や表面の露出	11	6
製品C（玩具）	1,000	挟み込み、熱傷	249	77
製品D（玩具）	985	バッテリーの欠陥	22	0
製品E（玩具）	800	バッテリーの欠陥	1	0

本レポートによると、火災や火傷を理由とするリコールの件数が急増しているのは、技術の進歩によって新しい製品が登場し、従来の試験方法や基準ではカバーしきれずに、安全性の確認が不十分のまま製造・販売されていることにあります。

図2で示すとおり、バッテリーの欠陥や電氣的欠陥によるリコールは半数程度に上っており、新しい技術の導入に対して、事業者において安全性の担保が追い付いていないことが想像されます。製品や構成する部品が高度化する中で、それに対応したリスクアセスメントやリスク低減策の重要性が事業者に問われていることを本レポートでは示唆しているものといえるでしょう。

注）図1～図3は、KIDのレポートを参照し弊社で作成したものです。

出所：

KIDのレポート（Playing with fire hazards）全文

<http://www.kidsindanger.org/wp-content/uploads/Playing-with-Fire-Hazards-Sept-2017.pdf>

○CPSC が「ゆりかご」の新安全規格を発行

(2017 年 9 月 7 日 米国 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」) は、9 月 7 日、乳幼児用「ゆりかご (bouncer)」について、使用時の死傷事故防止のための新しい連邦強制安全規格 (以下、本規格) を発行したと発表しました。

本規格は、「ゆりかご」の民間の最新の任意規格 ASTM F2167-17(*)の内容をもとに策定されていますが、テーブルや台所のカウンター上に置かれた「ゆりかご」から乳幼児が転落し、頭部に重大な障害を負うリスクを低減するために、事業者に対して以下のような要求項目が追加されています。

- (1) 転落防止の警告表示を「ゆりかご」の乳幼児の頭部と肩部を支える部分に貼付することを義務付け、保護者 (使用者) からの視認性を高める。
- (2) 乳幼児は眠っている状態でも「ゆりかご」から転落する可能性があることから、保護者 (使用者) に対して、「ゆりかご」使用時には常に製品に付属したベルト等の拘束具を使用して転落防止を図る旨を取扱説明書等により指示する。

同委員会は、2008 年に施行され CPSIA (Consumer Product Safety Improvement Act : 以下「消費者製品安全性改善法」) により、育児用品の安全確保に関する規格の策定、発行が要求されており、本規格は本年 1 月の「抱っこひも」および 3 月の「バスタブ」に続く 3 つ目となります。米国における子どもの事故への関心は高く、今後も同委員会による、これまで規格が存在しなかった製品についての規格の発行や現行規格の改正が随時行われると予想されます。関係事業者はそれらの動きに注意を払い自社製品について必要な対応を進めていくことが求められます。

一方、本製品使用の際の安全確保は最終的には保護者 (使用者) の意識に頼らざるを得ないという側面があることも事実です。関係事業者は本規格の遵守と並行して、当該製品の安全な使用に関する消費者とのコミュニケーションの確立・改善にも配慮すべきでしょう。

* ASTM F2167-17 に対する改善点を含む本規格の詳細は、以下の URL を参照して下さい。

https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Final-Rule-Safety-Standard-for-Infant-Bouncer-Seats-August-23-2017.pdf?ctm_yMqMkYWQ1t3QN9DUXCDKnJQ5rKCX6

本プレスリリースの全文は、以下の URL を参照して下さい。

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/CPSC-Approves-New-Federal-Standard-for-Infant-Bouncers>

○NHTSA が自動運転システムに関する新ガイダンスを発行

(2017 年 9 月 12 日 米国 NHTSA)

NHTSA (National Highway Traffic Safety Administration : 国家道路交通安全局、以下「同局」) は、9 月 12 日、自動運転システム (Automated Driving System : ADS) 開発における車両の安全確保と自動運転化技術の発展を奨励するための新たな連邦ガイダンス「A Vision for Safety 2.0」(以下「本ガイダンス」) を公表しました。

本ガイダンスは、「第一章 任意ガイダンス (Section 1 : Voluntary Guidance)」と「第二章 州政府に対する技術支援 (Section 2 : Technical Assistance to State)」の二部構成となっており、2016 年 9 月に発行された「Federal Automated Vehicle Policy」(以下「旧ガイダンス」) に代わる、自動

運転システムに関わるすべての関係者向けに示されたものです。同局によれば、本ガイドンスは旧ガイドンスに対して寄せられたパブリックコメントと議会の公聴会の内容を反映し、主に以下の点について内容を更新しているとのことです。

- ①内容を、SAE International (Society of Automotive Engineers：自動車および航空宇宙産業の技術者、専門家を会員とする米国の非営利団体) の定義している自動運転レベルの「レベル 3 (条件付き運転自動化) から「レベル 5 (完全運転自動化)」の分野に焦点を当てたものとした (旧ガイドンスでは、対象レベルの特定はしていない)。
- ②安全性の自己評価に必要とされる設計要素の見直しを行った (旧ガイドンスの 15 分野を本ガイドンスでは 12 分野に変更*)。
- ③最新の技術発展に応じて、使用する専門用語の整合性を持たせた。
- ④今後の連邦政府と州政府の役割を明確にした。

自動運転システムの開発は予想を上回るペースで加速していますが、その過程での事故や不具合の事例も増加しており、本システムが社会に受け入れられるためには、事業者と行政が足並みをそろえて、技術開発と安全の確保を両立させることが重要となります。

関係事業者は、本ガイドンスをはじめとした内外の動向に注視し、社内基準等に反映させ、安全性を確保していく取組みが今後いっそう求められるといえるでしょう。

(*) 本ガイドンスで定められた設計要素は次の 12 分野

- ①システム安全 (System Safety)
- ②運用・操作上の設計領域 (Operational Design Domain)
- ③障害物・事象の認識と反応 (Object and Event Detection and Response)
- ④予備・代替手段 (Fallback : Minimal Risk Condition)
- ⑤認証手段 (Validation Methods)
- ⑥マン (人) マシン(機械)インターフェース (Human Machine Interface)
- ⑦車両のサイバーセキュリティ (Vehicle Cybersecurity)
- ⑧耐衝突性 (Crashworthiness)
- ⑨衝突後の自動運転システムの挙動 (Post-Crash ADS Behavior)
- ⑩データ保存 (Data Recording)
- ⑪消費者の教育と訓練 (Customer Education and Training)
- ⑫連邦政府、州政府および地方自治体の法令 (Federal State and Local)

本プレスリリースの全文は、以下の URL を参照してください。

<https://www.nhtsa.gov/press-releases/us-dot-releases-new-automated-driving-systems-guidance>

本ガイドンスは、下記の URL よりダウンロード可能です。

https://www.nhtsa.gov/sites/nhtsa.dot.gov/files/documents/13069a-ads2.0_090617_v9a_tag.pdf

以 上

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
 - 製品安全管理態勢に関する簡易評価
 - リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
 - 個別製品に関するリスクアセスメント
 - 指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
 - PL事故対応マニュアルの策定
 - リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
 - リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
 - PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
 - 判例・事故例の調査分析
 - 各国の生産物賠償法一覧の提供

MS&AD
© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017